

視 覚 障 害

1 視覚障害とは

視覚障害とは、視機能の永続的低下の総称である。視機能が低下していても、それが短期間に回復する場合は視覚障害とは言わない。視機能には、視力、視野、色覚、光覚などの各種機能がある。したがって、視覚障害とは、視力障害、視野障害、色覚障害、光覚障害（明順応障害、暗順応障害）などを言う。

文部科学省就学指導資料（平成14年6月）から

2 主な視覚障害

- （1）視神経萎縮：眼位や眼球運動に異常が見られ、視力や色覚に異常をきたす。
- （2）網膜色素変性：網膜に異常な黒い色素が見られるようになり、周辺視力や暗順応に支障をきたし、視力も徐々に低下する。
- （3）未熟児網膜症：網膜剥離、強度近視などを伴い、中心視力の低下や全盲への進行もある。
- （4）白内障：光線が散乱し、網膜面の映像のコントラストが著しく低下し、まぶしくなる。

3 視覚障害児童生徒の教育の場

盲学校の対象となる児童生徒の視覚障害の程度については、学校教育法施行令第22条の3において、次のように定められている。

両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの

鹿児島盲学校には、全盲と弱視の児童生徒が在籍しており、小・中・高等学校に準ずる教育のほか、自立活動など、視覚障害に対応した指導が行われている。高等部には普通科と保健理療科、高等部専攻科には保健理療科、理療科が設置されている。就学前の乳幼児に対しては、希望に応じて早期の教育相談がなされ、適切な援助の在り方について相談に応じている。

盲学校以外の教育の場として、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な児童生徒に対して弱視特別支援学級が設置されている。拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な児童生徒で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするものについては、通級による指導（弱視）の対象とされている。

また、軽度の弱視で、ほとんど支障なく学習や学校生活が可能な児童生徒については、通常の学級で学習することもある。その際、担任が障害の状態をしっかりと把握し、その児童生徒に応じた適切な配慮を必要とする。

4 情報収集及び実態把握の視点

(1) 視 力（視力の把握のレベルと測定方法）

① 遠距離視力

通常5メートルの距離で「ランドルト環視標」を判読して測定する。

② 近距離視力

通常30センチメートルの近距離で測定する。

③ 最小可読視標

近距離視力表を使い、一番見えやすい距離まで目を接近させて、どこまで小さな指標が見えるかを表す。

④ 50 cm 指 標

50cmのところから指の数を数えられるかどうかをみる。

⑤ 眼 前 手 動

目の前で手を動かし、その動きが分かるかどうかをみる。

⑥ 光 覚

明るいか暗いかが分かるかどうかをみる。

(2) 状態像

ア 黒目の部分が白く濁ったり、猫の目のように光ったりして見える眼球等の異常はないか。

イ 黒目が左右に細かく揺れる眼球振等はないか。

ウ 視線が左右の目で違う眼位の異常はないか（斜視）。

エ 常時、まぶしそうに目を細めたり目をつぶったり、物をまっすぐ見なかったり、極端に近づけてみたり、目を指で強く押したりするなどの見方の異常はないか。

(3) 視機能等

ア 視野，色覚，暗順応，眼球運動などの視機能はどうか。

イ 各視覚補助用具（拡大補助具，単眼鏡，遮光眼鏡など）の活用状況はどうか。

ウ 視覚－運動協応能力，視覚的作業能力，追視の状況などはどうか。

(4) 重複障害

視覚障害児用に標準化された発達検査（広D式の発達検査，佐藤式作業検査など）で総合的にみて，重複障害はみられないか。

5 具体的な援助のポイント

(1) 盲児の援助

ア 初めての場所に行ったときや一緒に移動するときなどは、「〇〇が□□している」とか、「△△が××にある」など視覚的な情報を言葉で説明したり，模型で示したりして状況を理解しやすくし，自立行動への基盤をつくる。

イ 「おいで」，「さようなら」などの日常的に使われる身振りや動作などは，言葉の意味と結び付けながら，自然な動きを具体的に教える。

ウ 障害の特性上，物事を言葉だけで理解していることがあるため，例えば，光の

存在を音や暖かさに置き換えるなど，他の感覚器官で把握できるようにしたり，天体をモデルで把握させる等，内容を体験等と結び付けて理解できるようにしたりする。

エ 鈴入りボール等の適切な用具やルールなど，十分に活動できるような工夫をする。

(2) 弱視児の援助

ア 弱視レンズ等の視覚補助具の活用を促し，上手な見方や積極的に物を見ようとする態度を育てる。

イ 物に目をこすりつけるようにして見たり，顔や首を傾けて斜めの方向から見たりするなど，それぞれの児童生徒にとって最も見えやすい方法がある場合は，むやみに規制しない。

ウ 拡大教材，明るさや色彩のコントラストのはっきりした教材，照明のコントロールなど，最も見えやすい条件整備をして援助する。

エ 家庭においては，家事の手伝いや外出などでいろいろな体験を積ませることと，児童生徒の視力や視野などの変化に留意し，医師との連携で適切な視覚管理を行う。

(3) 視覚補助具の活用

ア 点字を書くために，点字器，点字タイプライターなどの器具を活用する。

イ 視覚を補助するために，単眼鏡，拡大読書器，遮光眼鏡などの器具を活用する。

ウ 歩行を補助するために，白杖，盲導犬（一般に18歳以上の視覚障害者対象）などを活用する。

エ その他，感光器，触覚読書器，立体コピー，表面作図器，真空成形器など視覚補助具を活用する。